

## 京都市交通局管理規程第6号

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年9月1日

京都市公営企業管理者  
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程

京都市交通局契約規程の一部を次のように改正する。

目次中「第63条」の右に「・第64条」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「（建設工事請負等にあつては、第1号様式の1とし、設計、測量及び地質調査等にあつては、第1号様式の2とし、物品の製造請負又は買入れその他にあつては、第1号様式の3とする。）その他別に定める書類」及び「の各号」を削り、同条第1号中「登記事項証明書」の右に「（商業登記規則第30条第1項第2号に規定する履歴事項証明書であつて、同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。以下同じ。）」を加える。

第6条第2項第2号中「交付又は」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同項第7号を同項第4号とする。

第7条第1号中「を有しない」を「のない」に改め、同条第2号中「（入札者の商号及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）、入札価格その他の入札に係る情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）」を削り、同条第5号中「（電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）」、  
「認定認証事業者（同法第8条本文に規定する認定認証事業者をいう。）が作成した」及び「（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）」を削り、同条第6号中  
「（電子入札システムを用いて入札を行うために設置する専用の電子計算機をいう。以下同じ。）」、  
「（入札端末機の利用者を特定するために管理者が発行する磁気カードをいう。以下同じ。）」及び「（入札者を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第7条の2とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（入札の方法）

第7条 一般競争入札は、電子入札システム（公告、入札、開札その他の入札に係る情報を入力し、又は收受し、及び処理するための電子計算機、ソフトウェア及び付属機器から構成される情報システムで、本市が製作したものをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。ただし、電子入札システムを休止するとき、電子入札システムの全部又は一部を利用することができないとき、第32条の2に規定する特定調達契約を締結しようとするときその他別に定めるときは、この限りでない。

2 一般競争入札に参加しようとする者は、インターネットを利用し、又は入札端末機（電子入札システムを用いて入札を行うために設置する専用の電子計算機をいう。以下同じ。）を使用することにより、管理者が定める日時までに、入札データ（入札者の商号及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）、入札価格その他の入札に係る情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）を電子入札システムに到達させなければならない。

3 一般競争入札に参加しようとする者は、インターネットを利用して入札データを送信しようとするときは、当該入札データに電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、かつ、認定認証事業者（同法第8条本文に規定する認定認証事業者をいう。）が作成した電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）を付さなければならない。

4 一般競争入札に参加しようとする者は、入札端末機を使用して入札データを送信しようとするときは、入札端末機利用者カード（入札端末機の利用者を特定するために管理者が発行する磁気カードをいう。以下同じ。）に記録された電磁的記録を入札端末機に読み取らせ、パスワード（入札者を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を入力することにより、本人確認を受けなければならない。

第8条第2項中「つど」を「都度」に改める。

第8条の2第1項第5号中「債権」を「債券」に改め、同項第6号中「受入」を「受入れ」に改め、同条第2項第2号中「者」を「もの」に改める。

第8条の3第1号中「額面金額」の右に「（社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる京都市公債にあっては、振替口座簿に記載され、又は記録された金額）」を加える。

第9条の見出し中「免除」を「特例」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「の納入を免除する」を「を納付させない」に改め、同項第1号中「締結し、当該保険契約に係る保険証券」を「締結したうえ、当該契約に係る保険証券の写し」に改め、同項第2号中「かかわらず、契約」を「かかわらず契約」に改め、同条第2項中「免除された」を「納付させないこととされた」に、「の免除に係る」を「を納付させないこととした」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

(入札保証金の還付等)

第10条 入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供させた担保は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合にあつては、当該担保の提供後）に、その他の者に対しては落札者の決定後にこれを還付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第35条の規定により契約保証金の全部を納付させないこととした場合においては、契約の確定後落札者に対し、入札保証金を還付するものとする。

3 入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供させた担保は、契約保証金又は契約保証金に代わる担保に充てることができる。この場合において、過不足を生じたときは、剰余額を還付し、又は不足額を追徴するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、第8条の2第2項の規定により債券の提供に代えて提供させた担保の落札者の決定後の解除の手續については、別に定める。

第11条 削除

第12条中「いう」の右に「。以下同じ」を加える。

第14条の見出し中「入札手続き」を「入札手續」に改め、同条第1項中「当該入札手続き」を「当該入札手續」に改め、同条第2項中「予定価格」の右に「並びに入札者の数又は商号及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）」を加える。

第16条第2項中「、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等」を「その他必要な事項」に改め、同条第3項中「工事の請負契約（第1項本文の規定により定めた予定価格が別に定める額以上であるものに限る。）」を「契約」に改め、「同項本文」を「第1項本文」に改める。

第17条及び第18条を次のように改める。

## 第17条 削除

## 第18条 削除

第19条第1項中「令第167条の8第3項の規定による再度の入札（以下「」及び「という。）」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず、一般競争入札を行う前に予定価格を公表したときは、再度入札を行わない。

第21条第1項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

第21条第2項中「手続き」を「手続」に、「その者は契約を締結しない者」を「当該落札に係る契約は締結されなかったもの」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「その他別に定める書類」及び「の各号」を削る。

第28条を次のように改める。

(随意契約によることができる額)

第28条 地公令第21条の14第1項第1号の規定により随意契約によることができる額は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に掲げる額とする。

第28条の2第1項各号列記以外の部分中「第28条」を「前条」に改める。

第32条の6第5項中「時」を「とき」に改める。

第32条の7中「認めるものとする」を「禁止してはならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特定調達契約につき書留郵便による入札を行おうとする者は、管理者が定める日時までに、入札書を管理者に提出しなければならない。

第34条第2項中「つど」を「都度」に改める。

第35条の見出し中「免除」を「特例」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「免除する」を「納付させない」に改め、同条第4号中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改める。

第37条の見出し中「還付」を「還付等」に改め、同条中「は、契約履行後還付」を「又は契約保証金の納付に代えて提供させた担保は、契約の履行後これを還付」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第34条の2第2項において準用する第8条の2第2項の規定により債券の提供に代えて提供させた担保の契約の履行後の解除の手続について

は、別に定める。

第38条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、一の事業に関連する複数の契約のうち、最初に締結する契約（以下「先行契約」という。）が、次の各号のいずれにも該当する場合の当該先行契約以外の契約（特定長期継続契約に限る。以下「後続契約」という。）の契約期間は、当該先行契約の締結の際にその相手方が後続契約の契約期間の案として提示した期間の範囲内において5年を超えることができるものとする。

(1) 先行契約の相手方を、その者が後続契約の案として提示した内容を考慮して決定したとき。

(2) 先行契約に、後続契約の内容が前号の内容に比し局に不利であると認められるときは、当該先行契約の契約金額を減額し、又は当該先行契約の相手方が局に対し違約金を支払う旨の定めがあるとき。

第40条第1項第1号中「契約履行」を「契約の履行」に改め、同項第7号から第9号までを次のように改める。

(7) 契約の履行の際生じる第三者との紛争の解決の方法

(8) 契約の解除の要件

(9) その他管理者が必要と認める事項

第41条第1項第3号中「引きとる」を「引き取る」に改める。

第42条中「（第4号様式）」を削る。

第44条中「または、」を「又は」に改める。

第46条に次の1項を加える。

2 前項の違約金の算定の基礎となる日数には、第50条第1項の規定による検査に要した日数は、算入しない。

第47条第1項中「義務」を「管理者は、義務」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「契約金額の」を削り、「つど」を「都度」に改める。

第50条第2項第1号中「請負契約」を「工事の請負契約」に、「の竣工又は製造が完了」を「が完成」に改め、同項第2号中「義務履行の直前」を「義務の履行が完了したとき。」に改め、同項第3号中「義務履行」を「義務の履行」に改める。

第51条中「行なう」を「行う」に改める。

第51条の次に次の1条を加える。

(減価採用)

第51条の2 管理者は、検査の結果契約の相手方が提供した物件に軽微なかしがあった場合において使用上支障がないと認めるときは、相当額を契約金額から減額のうち、これを採用することがある。

2 前項の規定により採用した物件に係る違約金の計算については、採用後の価格による。

第53条の次に次の1条を加える。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第53条の2 同一契約の履行において、監督の職務は検査の職務と兼ねることができない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第57条の次に次の2条を加える。

(履行の中止、設計変更等)

第57条の2 管理者は、必要があると認めるときは、請負契約にあつては、当該義務の履行の中止、設計の変更又は契約期間の伸縮を、その他の契約にあつては、品質、形状若しくは数量の変更又は契約期間の伸縮をすることがある。この場合においては、契約の相手方と協議のうち契約金額の増減をすることがある。

2 契約金額の増減のため既納の契約保証金に過不足を生じるときは、剰余額を還付し、又は不足額を追徴することがある。

3 第1項の場合においては、契約の相手方は、当該契約の解除を要求することができる。

(契約の解除に伴う措置)

第57条の3 前条の規定により契約を解除したときは、請負契約にあつては、その既済部分又は検査済材料に対し、その他の契約にあつては、その既納部分又は検査済材料に対し、管理者において必要と認める範囲内で相当と認める金額を交付し、かつ、契約保証金を還付する。

2 前項の規定は、局の責に帰すべき理由により契約が無効となり、又は履行不能となつたときに準用する。

第58条を次のように改める。

(危険負担の特則)

第58条 義務の履行前における損害は、局の責に帰すべき理由による場合を除き、契約の相手方の負担とする。ただし、その損害が災害その他の事故によるものであるときは、その一部を補給することがある。

第60条を次のように改める。

(売却物件の引渡し)

第60条 管理者は、物品又は動産（以下「物品等」という。）を売却するときは、契約の相手方が売却代金を完納した後に物品等を引き渡すものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 契約の相手方が契約期間内に物品等の引取りを完了しないときは、管理者は、契約の相手方の負担において、物品等の保管の場所を変更し、又は物品等の保管を第三者に委託することがある。

第61条の次に次の1条を加える。

(契約の解除に伴う措置)

第61条の2 前条の規定により契約を解除したときは、請負契約に係るものにあつては、その既済部分、その他の契約に係るものにあつては、その既納部分に対し、管理者において適当と認める範囲内で相当と認める金額を交付することがある。

第63条を次のように改める。

(下請負への関与の禁止)

第63条 契約、監督、検査その他の入札及び契約に関する事務に携わる職員は、いかなる方法をもってするを問わず、局の契約の相手方に対し、特定の事業者を下請負人に選任し、又は選任しないよう働き掛けてはならない。

第63条の次に次の1条を加える。

(補則)

第64条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

第1号様式の1から第4号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市交通局契約規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(交通局企画総務部財務課)